

男女が互いの人権を尊重し、
個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して

小平市男女共同参画推進条例

市では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現に向けた市の考えを明らかにし、
その取組を着実かつ計画的に推進していくため、この条例を制定しました。



平成 21 年 4 月 1 日施行

小平市

目的

男女共同参画の推進に関し、その理念と市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に自分の意思で参画し、性別にかかわりなく個人の能力を発揮することができ、共に責任を担う社会のことを行います。

男女共同参画の理念

男女共同参画を推進するための基本的な考え方として、7つの事項を掲げています。

- ① 男女の個人としての人権が尊重され、性別によって差別されずに、個人の能力を発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた社会制度や慣習を見直し、自らの意思による多様な生き方の選択ができるよう配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策や方針の立案及び決定に共同して主体的に参画できるようにすること。
- ④ 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場で、性別にかかわりなく、一人一人の個性と能力を尊重した教育が行われること。
- ⑤ 男女が対等な家族の一員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、共に仕事や学習、地域活動などに参画できるようにすること。
- ⑥ 男女が、互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりをもって生きていくことで、生涯にわたって健康な生活を送れるようにすること。
- ⑦ 男女共同参画の推進は、国内や国際社会における様々な取組と協調して進めていくこと。



条例のポイント

① 市、市民等、事業者の責務を明らかにしました。

男女共同参画社会を実現するためには、市、市民等、事業者の皆さんと相互に連携、協力することが必要なことから、それぞれの責務を定めました。

市の責務

- 男女共同参画施策を策定し、実施します。
- 市民等、事業者や国及び他の地方公共団体と相互に連携・協力します。
- 男女共同参画施策以外の施策についても、男女共同参画の視点をもって取り組みます。

市民等の責務

- 男女共同参画への理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

※市民等とは、市内に住所のある個人または市内で働き、学び、または活動する個人のことをいいます。

事業者の責務

- 事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。
- 仕事と家庭・地域活動などが両立できるよう、職場の環境整備に努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

② 性別による差別的取扱いなどを禁止します。

社会のあらゆる場において、次のことを禁止します。

- 性別による差別的取扱い
- 相手の望まない性的な言動により、相手の生活環境を害したり、不利益を与えること
- 配偶者等に対する暴力的な行為等



③ 公衆に表示する情報には配慮しなければなりません。

性別による固定的な役割分担を助長する表現や性的、暴力的な表現など男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めましょう。



④ 推進計画を策定し、公表します。

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために、推進計画を策定します。

策定に当たっては、男女共同参画推進審議会の意見を聴きます。

⑤ 推進計画の実施状況について、公表します。

推進計画に基づく男女共同参画施策について、年次報告書を作成し、公表します。

⑥ 市が実施する男女共同参画施策などについての意見、苦情、相談に対して、適切に対応していきます。

市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情、相談に対し、適切に対応していきます。また、必要に応じて、男女共同参画推進審議会の意見を聞き、対応します。



⑦ 小平市男女共同参画推進審議会を設置します。

男女共同参画を推進するために、男女共同参画推進審議会を設置します。

審議会は、次のことを審議します。

- 推進計画の策定、又は変更について
- 推進計画の実施状況について
- 市の施策に関する意見等について
- 男女共同参画に関する重要事項について



小平市男女共同参画推進条例のしくみ

7つの基本的な理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣習についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 教育における男女共同参画意識の推進
- 5 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 6 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
- 7 国際社会及び国内における取組との協調

市の責務

市民等の責務

事業者の責務

性別による差別的取扱いなどの禁止

- 性別による差別的取扱い
- 相手の望まない性的な言動により、相手の生活環境を害したり、不利益を与えること
- 配偶者等に対する暴力的な行為等

公衆に表示する情報への配慮

性別による固定的な役割分担を助長する表現や性的、暴力的な表現など男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努める。

基本的施策

- 推進計画を策定
- 推進計画の実施状況の年次報告
- 家庭生活と他の活動の両立支援
- 学習機会の確保と、啓発活動
- 情報の収集及び調査研究
- 市民や事業者の活動に対する支援

男女共同参画推進審議会

- 推進計画の策定、変更時の意見
- 推進計画の実施状況についての意見
- 市の施策に関する意見等の対応に関する意見
- 男女共同参画に関する重要事項の審議

男女共同参画社会の実現

小平市男女共同参画推進条例

平成20年

条例第21号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第14条）

第3章 推進体制等（第15条—第17条）

第4章 小平市男女共同参画推進審議会 (第18条—第22条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合
い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮
することができる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

小平市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成8年
に男女共同参画を推進するための基本的な計画である
小平アクティブラン21を策定するなど、様々な施策の
推進に努めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等の意識
及びそれに基づく社会の慣行は、依然として存在してお
り、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に対等な立場で参画することができる社会を実
現するためには、なお一層の努力が必要である。

こうした状況を踏まえ、小平市、市民等及び事業者が
一体となり、男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、
この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、その
理念並びに小平市（以下「市」という。）、市民等及び
事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基
本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に
関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を
総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会
を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員とし

て、自らの意思によって社会のあらゆる分野における
活動に参画する機会が確保され、もって男女が均
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受
することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に住
所を有する個人又は市内で働き、学び、若しくは活
動する個人をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人及び法人その他の
団体をいう。
- （男女共同参画の理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推
進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男
女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女
が個人として能力を発揮する機会が確保されること
その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的
な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思
による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのな
いよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における
政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同
して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる
場において、性別にかかわりなく、一人一人の個性
と能力を尊重した教育が行われること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援
の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活
動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、
かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう
にすること。
- (6) 男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊
重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関
する健康が保持されること。
- (7) 国際社会及び国内の様々な取組との協調の下に行
われること。
- （市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つ
として位置付け、男女共同参画施策を策定し、及び実
施するものとする。

2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、市民等、事業者、関係団体、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立することができるよう、職場の環境整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる場において、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることを行ってはならない。

3 何人も、家庭内等において、配偶者等に身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担等を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」と

いう。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ小平市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
(年次報告)

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、毎年、小平市男女共同参画推進審議会に対し、前項に規定する実施状況について報告するものとする。
(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、家族を構成する男女が相互に協力して自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活における活動に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画について市民等及び事業者の関心を高め、及びその理解を深めるために、啓発活動を行うとともに、その学習の場の充実に努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等及び事業者に対する支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第16条 市は、審議会等を置く場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(意見等への対応)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民等及び事業者からの意見、苦情及び相談に

対し、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるとときは、小平市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第4章 小平市男女共同参画推進審議会 (設置)

第18条 市の男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として小平市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(所掌事務)

第19条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について審議するほか、市の男女共同参画に関する重要事項について市長の諮詢を受けて審議し、又は市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(規則への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年10月1日・平成20年条例第21号）
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4章並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成21年10月1日から施行する。

条例制定までのあゆみ

平成18年3月	小平市第三次長期総合計画－こだいら21世紀構想・前期基本計画において、前半の5年間に条例の検討・制定を位置づける。
平成19年5月 ～7月	第IV期男女共同参画推進協議会において、条例についての意見交換 (全2回)
平成19年10月 ～平成20年6月	第V期男女共同参画推進協議会において、条例について検討開始 (全8回)
平成20年7月	男女共同参画推進協議会から「男女平等、男女共同参画についての条例制定に向けての提言」を市長に提出
平成20年9月	小平市男女共同参画推進条例の成立
平成20年10月	小平市男女共同参画推進条例公布
平成21年4月	小平市男女共同参画推進条例施行

平成21年5月発行

発 行 小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課
〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地
電 話 042-346-9618
電子メール kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp